

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 ユウケンガイシャナカニシセツビ 有限会社中西設備  
 住所 奈良市菅原町669-1  
フリガナ代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク フキカスキ 代表取締役 和木一樹  
 電話番号 0742-46-1012  
 FAX番号 0742-48-8019  
 メールアドレス [gqd47@way.ocn.ne.jp](mailto:gqd47@way.ocn.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に・を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に・を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

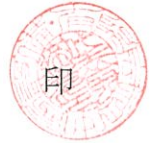
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和2 年 9 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社中西設備  
住 所 奈良市菅原町669-1  
代表取締役  
代表者氏名 和木 一樹



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ゆうげんがいしゃ なかにしせつび 有限会社 中西設備		
住 所	〒631-0842 奈良市菅原町669-1		
フリガナ 代表者の氏名	わぎ かずき 和木 一樹		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表取締役	山田 五男	和木 一樹	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

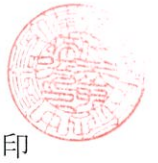
指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 9 月 日

申請者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

有限会社中西設備  
奈良市菅原町669-1  
代表取締役 和木一樹



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

奈良市菅原町 6 6 9 番地の 1  
有限会社中西設備

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 2 - 0 0 2 1 0 2	
商 号	有限会社中西設備	
本 店	奈良市菅原町 6 6 9 番地の 1	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記
会社成立の年月日	平成 1 2 年 1 月 1 1 日	
目 的	1. 水道施設工事業 2. 上下水道管、排水管等の給排水管工事業 3. 浄化槽の施工、管理業 4. 土木建築工事業 5. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	6 0 株	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6 0 株	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記
資本金の額	金 3 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。  平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記	
役員に関する事項	奈良市菅原町 6 6 9 番地の 1 取締役 中 西 光 伸	

奈良市菅原町 6 6 9 番地の 1  
有限会社中西設備

	奈良市平松二丁目 1 3 番 8 号 取締役 山 田 五 男	
	奈良市敷島町一丁目 1 0 7 3 番地の 1 イルベラ ージオ A 1 0 1 号 取締役 和 木 一 樹	令和 2 年 8 月 3 1 日就任 ----- 令和 2 年 9 月 3 日登記
	<u>代表取締役</u> 山 田 五 男	平成 1 3 年 1 1 月 2 0 日就任 ----- 令和 2 年 8 月 3 1 日辞任
		----- 令和 2 年 9 月 3 日登記
	代表取締役 和 木 一 樹	令和 2 年 8 月 3 1 日就任 ----- 令和 2 年 9 月 3 日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第 1 5 号附則第 3 項の規定により 平成 1 4 年 7 月 2 5 日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2 年 9 月 1 0 日

奈良地方法務局  
登記官

南 英 樹



定 款

有限会社 中西設備

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社 中西設備 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道施設工事業
2. 上下水道管、排水管等の給排水管工事業
3. 浄化槽の施工、管理業
4. 土木建築工事業
5. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良市菅原町 669 番地の 1 に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 3,000,000 円とする。

## 第 2 章 社員および出資

(出資の口数及び 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 60 口に分ち、

出資 1 口の金額は、金 50,000 円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第 6 条 社員の氏名及び住所並びに出資口数は、次のとおりとする。

奈良市菅原町 669 番地の 1

40口 中西 光伸

奈良市平松二丁目 13 番 8 号

20口 山田 五男

### 第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 7 条 当会社の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年 3 月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(総会の招集)

第 8 条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

2 社員総会を招集するには、会日より 7 日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第 9 条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。



(決議)

第10条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

## 第4章 役員

(取締役の員数)

第13条 当会社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員中より社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役)

第15条 当会社の代表取締役は、

取締役 ~~中西光伸~~  
山田五男 とする。

## 第5章 計 算

### (営業年度)

第16条 当会社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

### (社員配当金)

第17条 社員に対する配当金は、毎決算期末日現在の社員に配当するものとする。

## 第6章 附 則

### (最初の営業年度)

第18条 当会社の第1期の営業年度は、当会社成立の日から平成12年12月31日までとする。

### (設立当初の役員)

第19条 当会社の設立当初の役員は、次のとおりとする。

取締役 中西 光伸

取締役 山田 五男

### (準拠すべき法律)

第20条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令の定めるところによるものとする。

以上有職会社 中野恩蔵が設立したもので、その定款を附載し、所収の株式  
証を附録する。

昭和 11年 12月20日

社員 中西 光伸



社員 山田 五男



これは 現行の定款である

令和2年 9月10日

奈良市菅原町669-1  
有限会社 中西設備  
代表取締役 和木 一樹

